

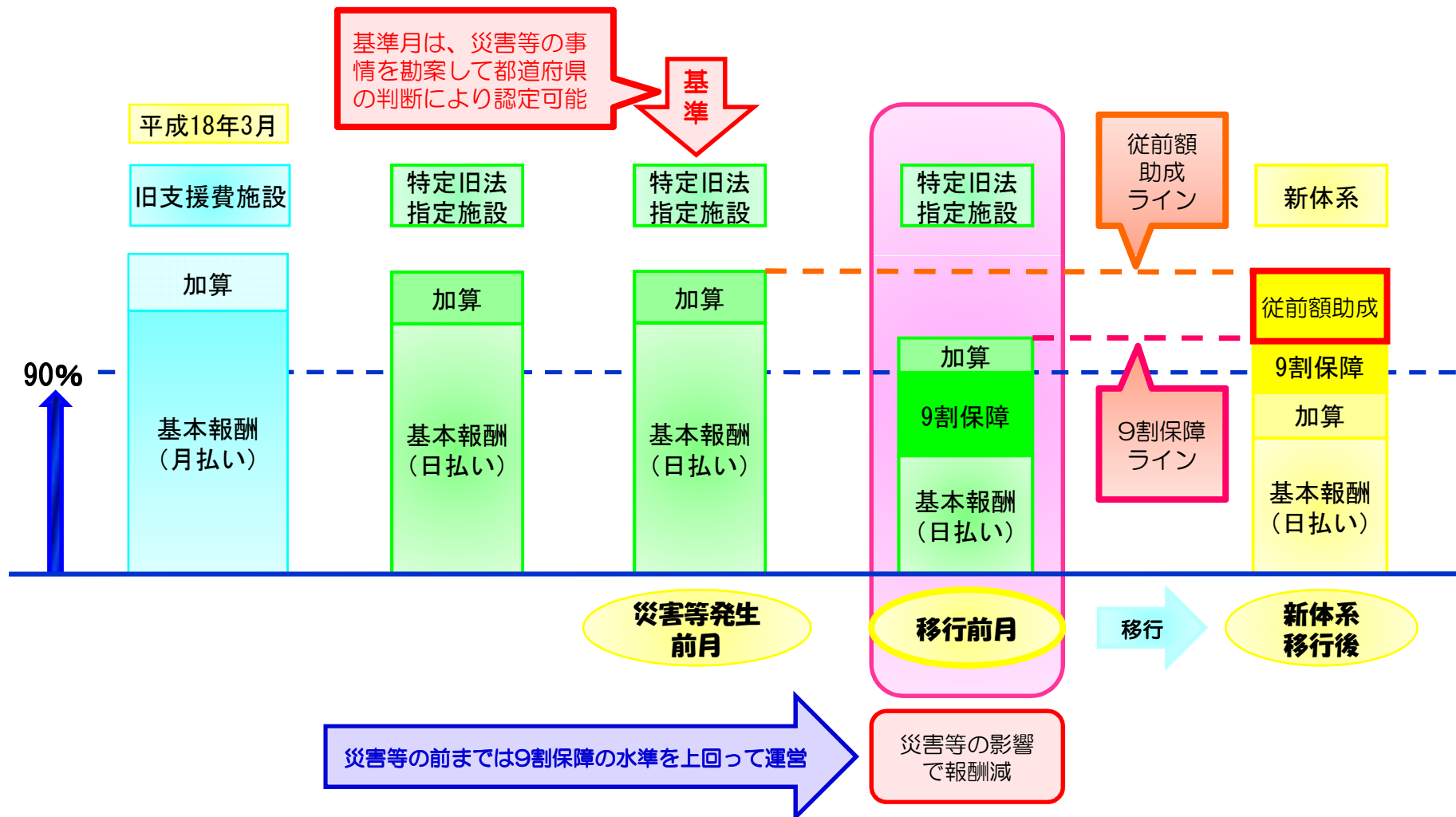
# 移行時運営安定化事業の助成方法について

(参考1)

## ○ 事業所の責によらない事由の場合

新体系への移行前に事業所の責によらない事由（災害、インフルエンザ等）により報酬が9割保障の適用を受けるまで減額した場合は、報酬が減額する前の報酬水準を基準とした助成を行う。

同様に災害等が長期に渡った場合についても、災害等により報酬が減額する前の報酬水準を基準とした助成を行うこととする。



## 複数の新体系サービスに移行した場合における取扱い

事例：昼夜一体型の入所施設が複数の新体系サービスに移行した場合  
(通所サービスが複数の新体系サービスへ移行した場合も同様な考え方に基づく)

